

[6] 下着類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±5%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±5%以内 よこ編み -8~+5% その他 -6~+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
		外観に異常がないこと	
○ 耐「ドライクリーニング」性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業「ドライクリーニング」による)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、「ドライクリーニング」可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
○ 繰返し3回「ドライクリーニング」	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業「ドライクリーニング」による)	変退色 3級以上	・「ドライクリーニング」表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
		外観に異常がないこと	
○ 耐「ウェットクリーニング」性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業「ウェットクリーニング」による)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、「ドライクリーニング」不可、「ウェットクリーニング」可表示製品に適用

[6] 下着類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・「ドライクリーニング」表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、「ドライクリーニング」に適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I法 (絹:II法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	汚染 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[6] 下着類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	150N以上	・織地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	300kPa以上	・編地に適用 ・ポリウレタン等の弾性糸使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	300kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
	薄地:49.0N 厚地:117.7N		
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上	
			2級以上
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75µg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用